

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>（負担金の使用期間）                      37-9の3 （中略）                      （注）1 （中略）                      2 5年を超える期間に使用されることが予定されているものについては、措置法第28条の2（（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例））の規定により、<u>財務大臣</u>の指定を必要とすることに留意する。</p> <p>（売買とされる取引に準ずるものの意義）                      36・37共-27 （中略）                      (1) （中略）                      (2) （中略）                      (3) リース期間が令第129条（減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額）に規定する<u>財務省令</u>で定める耐用年数（以下36・37共-35までにおいて「耐用年数」という。）に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引</p> <p>（保障倍率の判定）                      174-6 令第298条第6項第1号に規定する「<u>財務省令</u>で定める金額の満期保険金又は満期共済金の額に対する割合」若しくは「<u>財務省令</u>で定める死亡保険金以外の死亡保険金又はこれに類する共済金の額の満期保険金又は満期共済金の額に対する割合」又は同項第2号に規定する「<u>財務省令</u>で定める金額の満期返戻金又は満期共済金の額に対する割合」（以下この項においてこれらの割合を「保障倍率」という。）が、これらの規定に規定する5未満又は1以下であるかどうかは、保険期間等の初日から満了の日までを通じた保障倍率に基づいて判定するものとする。</p>	<p>（負担金の使用期間）                      37-9の3 （同左）                      （注）1 （同左）                      2 5年を超える期間に使用されることが予定されているものについては、措置法第28条の2（（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例））の規定により、<u>大蔵大臣</u>の指定を必要とすることに留意する。</p> <p>（売買とされる取引に準ずるものの意義）                      36・37共-27 （同左）                      (1) （同左）                      (2) （同左）                      (3) リース期間が令第129条（減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額）に規定する<u>大蔵省令</u>で定める耐用年数（以下36・37共-35までにおいて「耐用年数」という。）に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引</p> <p>（保障倍率の判定）                      174-6 令第298条第6項第1号に規定する「<u>大蔵省令</u>で定める金額の満期保険金又は満期共済金の額に対する割合」若しくは「<u>大蔵省令</u>で定める死亡保険金以外の死亡保険金又はこれに類する共済金の額の満期保険金又は満期共済金の額に対する割合」又は同項第2号に規定する「<u>大蔵省令</u>で定める金額の満期返戻金又は満期共済金の額に対する割合」（以下この項においてこれらの割合を「保障倍率」という。）が、これらの規定に規定する5未満又は1以下であるかどうかは、保険期間等の初日から満了の日までを通じた保障倍率に基づいて判定するものとする。</p>